議第83号

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正す る条例を次のように定める。

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一 部を改正する条例

呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年呉 市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

改正前	改正後
<u>呉市長</u> の選挙における選挙運動	<u>呉市の議会の議員及び長</u> の選挙
用ビラの作成の公営に関する条	における選挙運動用ビラの作成
例	の公営に関する条例
(目的)	(目的)

いう。)の作成の公営に関して必要な事 挙運動用ビラ」という。)の作成の公営 項を定めることを目的とする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第2条 呉市長の選挙における候補者(以第2条 呉市の議会の議員及び長の選挙に 無料で作成することができる。ただし, を含む。)の規定により呉市に帰属する こととならない場合に限る。

|第1条 この条例は、公職選挙法(昭和2||第1条 この条例は、公職選挙法(昭和2 5年法律第100号。以下「法」とい 5年法律第100号。以下「法」とい う。)第142条第11項の規定に基づしる。)第142条第11項の規定に基づ き、呉市長の選挙における同条第1項第 き、呉市の議会の議員及び長の選挙にお 6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」と ける同条第1項第6号のビラ(以下「選 に関して必要な事項を定めることを目的 とする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

下「候補者」という。)は、第5条に規 おける候補者(以下「候補者」とい 定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを う。)は、第5条に規定する額の範囲内 で,選挙運動用ビラを無料で作成するこ 当該候補者に係る供託物が法第93条第 とができる。ただし、当該候補者に係る 1項(同条第2項において準用する場合 供託物が法第93条第1項(同条第2項 において準用する場合を含む。)の規定 により呉市に帰属することとならない場 合に限る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 改正後の呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営 に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後そ

の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を無料とするため,この 条例案を提出する。